

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 調理師法による指定届出受理機関への届出受理事務の委任（健康対策課）
県営土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
電線共同溝を整備すべき道路等の指定（道路課）
建築基準法に基づく道路の位置の指定（建築課）
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 改良普及員資格試験の合格者（経営指導課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗に係る変更勧告の内容についての意見の聴取（経営流通課）

告 示

鳥取県告示第七百四十三号

調理師法（昭和三十三年法律第四百四十七号）第五条の二第二項の規定に基づき、指定

届出受理機関に次のとおり届出受理事務を委任したので、調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十四条の二十第一項の規定により告示する。

平成八年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人 鳥取県調理師連合会

米子市皆生温泉一丁目二一―一七

二 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

米子市皆生温泉一丁目二一―一七

三 委任した届出受理事務の範囲

調理師法第五条の二の規定に基づく届出受理事務の全部

四 届出受理事務を委任した年月日

平成八年十月十六日

鳥取県告示第七百四十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第四百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成八年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

二の表倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉の項中
「倉吉市清谷七三二二」
を「倉吉市福庭町二丁目一四五」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十一月五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名	株式会社三共
	住所	群馬県桐生市境野町六丁目460
遊技機の種類	遊技機の区分	遊技機
	型式名	CRフイバー ビッグパワフル EX
製造業者名	製造業者名	株式会社三共
	検定番号	600163
有効期間	平成8年11月5日から3年間	

申請者	氏名	株式会社まさむら遊機
	住所	愛知県名古屋市中砂町210
遊技機の種類	遊技機の区分	遊技機
	型式名	マジカルチェイス サー3
製造業者名	製造業者名	株式会社まさむら遊機
	検定番号	600168
有効期間	平成8年11月5日から3年間	

公 告

雑 報

平成8年10月8日及び9日に実施した平成8年度鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成8年11月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1	基礎選択項目	農業経営	荒巻幸一郎	泉	孝治	宮川	有子
	佐々木亜紀	虎津	幸江	山根	康児	大平	洋美
	須藤 梨沙	西中由美子	岳男	佐武	明美	卓野	都
	沖田 健臣	松岡	伸	南條	祥子	松岡	秀晃
	大前 愛	岩垣	米増	祐一	別所	且子	和城
	遠藤智恵子	上藤	満宏	米谷	清奈	川合	雄大
	岡垣 敏生	内内	勝哉	寺井	雄三	井上千恵美	下副田充志
	児玉 浩	田辺	由江	青江聡二郎	河村	睦	久村
	井上 浩	井上	浩	石本	歩	山内	直子
	石本 歩	山内	直子	以上47名			
2	基礎選択項目	生活経営	山下	晴子	杉谷	賢子	藤山
	井上 祥世	八木有里子					
	細田 裕子	本多	千鶴				
	以上7名						

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第8条第2項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る変更勧告の内容について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年11月19日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年11月5日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

- 1 変更勧告に従わない第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合中山店
西伯郡中山町赤坂348-2
- 2 従わないこととされた変更勧告の内容
届出に係る休業日数（年3日）を年15日以上とすること。